（法第10条第１項第２号ロ関係様式例）

　年　　月　　日

　特定非営利活動法人　　　　　　　　御中

就 任 承 諾 及 び 誓 約 書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は居所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

理事長

理事

監事

　私は、特定非営利活動法人　　　　　　　の　　　 　　　　　に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓います。

|  |
| --- |
| （留意事項）  １　法第15条の規定により、特定非営利活動法人には、役員として理事３人以上及び監事１人以上を置かなければなりません。  ２　法第20条（役員の欠格事項）の規定により、次の各号のいずれかに該当する者は、法人の役員になることができません。  ①　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  ②　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者  ③　この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の３第７項及び第32条の11第１項の規定を除く。第47条第１号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者  ④　暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者  ⑤　第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から２年を経過しない者  ⑥　精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  ３　法第21条（役員の親族等の排除）の規定により、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれてはならず、また、当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれてもいけません。  ４　この書類は、各役員になる者が、設立代表者に対し、法人の役員に就任することを承諾するとともに、役員の欠格事項に該当せず、役員の親族の排除規定に違反しないことを誓約する旨のものです。  ５　役員全員分のコピーを提出し、原本は法人が保管してください。なお、この書類は、登記所における登記の際にも必要となります。  ６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。  ７　就任する役職名（理事長、副理事長、理事、監事等）を明示してください。  ８　「住所又は居所」の欄は、住民票又は住民票に記載をした事項に関する証明書により証される住所又は居所を記載してください。 |